

社会保障審議会 介護給付費分科会（第232回）	資料 3
令和5年11月27日	

## 業務継続に向けた取組の強化等（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

1. これまでの分科会における主なご意見
2. 論点及び対応案
3. 参考資料



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

# これまでの分科会における主なご意見(業務継続に向けた取組の強化等)①

※ 第217回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

## <業務継続に向けた取組の強化等>

### (策定に向けた支援・指導)

- 業務継続計画が作成できていない事業者が確実に作成できるよう、さらなる支援が必要。
- BCPの策定状況や職員不足のために策定が困難となっている状況を踏まえ、経過措置が終了しても、当面は直ちに運営基準に反するという取扱いではなく、運営指導等で策定へ向けた指導・助言等の対応とすべき。

### (災害時における臨時的な取扱い)

- 災害時における介護サービス事業者の人員基準等の臨時的な取扱いにおいて、訪問看護等に従事する介護職員が不足した場合、一時的に通所介護事業所の職員を代わりに従事させるとあるが、一時的であっても、訪問介護と通所介護の組み合わせたケースになるのではないかと考えている。今後の複合型サービスを検討するためにも、訪問介護と通所介護の組合せの効果がどのようなものになるか、こうした具体的な例や実施した事業所の管理者職員へのヒアリング調査をすべき。
- 災害時における臨時的な取扱いについて、応援に出す側の施設・事業所において人員基準が緩和されておらず、応援に出しづらいため、対応を考える必要がある。

### (災害情報)

- 災害の傾向や感染症の情報提供を適切に行い危機管理意識の向上を図るとともに、高齢者施設等の災害減災対策の支援をするための施策を拡大すべき。
- 災害時の情報共有システムの構築として、施設サービスのほかに訪問サービスなどについても、要介護者が災害時にどういった状況であるかという情報を迅速に把握・共有できる体制の構築が重要。
- 被災した介護現場を早く復旧し、業務を継続させるため、必要な情報が現場の事業者へ届くスピードをできる限り早めることが必要。また、発生時には、停電などによって情報通信手段が寸断されることも踏まえ、介護現場への情報伝達が迅速かつ確実に届けられる通信手段の在り方を含めた検討が必要。
- 介護施設等の災害時情報共有システムの活用により支援がスムーズに行われているのか疑問に感じている。我々のような全国組織がある団体では、これまでも被災状況等を独自に収集し、厚労省と共有してきた経緯があるので、現場の二度手間を防ぐためにも、システムの情報が全国組織のある団体にもリアルタイムに共有できるようにしていただきたい。

### (経営の協働化)

- 非常災害対策において、地域住民の参加など、地域住民とのつながりも強化すべきであるが、特に居宅サービスなど小規模な事業所の業務継続を考えれば、前回の分科会での論点にもあったとおり、居宅サービス事業所における経営の協働化等の視点も必要。

# これまでの分科会における主なご意見(業務継続に向けた取組の強化等)②

※ 第217回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

## <業務継続に向けた取組の強化等>

### (地域住民との連携)

- BCPの着実な履行が要であり、自治体や地域の医療関係者など、今回の新型コロナ対応の知見を持つ医療・介護関係者にも参画いただき、現実に即した業務継続計画の見直し、取組の強化を行っていくべき。
- 地域との協力体制構築に向け、まずはBCPに関して地域に理解を求めていくということが必要。
- 自治体等の主導により、地域全体の事業者団体等で協働して実施している事例など、参考となる好事例を把握すべき。
- 事業所の業務継続に向けた実効性のある地域連携の方策として、行政、事業所、関係団体、地域住民の参画も得て、これらを検討する場の設定や、訓練の機会なども活用して、幅広く参画を求め、広げていくということが重要。
- 施設間の連携や地域住民の参加協力については、日頃からの関係性の構築が重要であり、こうした関係性の構築、地域住民との情報の共有化に向けた取組を評価すべき。
- 感染症拡大や災害発生のような緊急事態においては、支援する側にもリスクが高まるため、こうしたリスクを超えて支援体制を構築するには、日頃から地域ごとのネットワークを構築して、広域で情報を共有し合い、発生時、迅速に人員や備品などの支援が行われるような仕組みを構築しておく必要がある。
- 地域の避難計画などとの整合も考慮して、停電や避難者の受け入れなどについて、自治体と連携を深めつつ、事前の協定等も必要。
- 事業者別に住民参加の訓練をやっていくというのは、結構難しいことではないかなと思っている。例えば在宅医療・介護連携推進事業の中に位置づけるなど検討すべき。また、訓練をやっていくに当たってのシミュレーションのキットなどを備えていくといったことも必要。

### (他施策との連携)

- 被災高齢者等把握事業が紹介されていたが、個別避難計画やその他BCPについても連携が必要。
- 高齢者施設のBCPについてはリスクごとのBCPという方向性だが、医療施設のBCPではそれぞれの機関ごとにBCPをつくって、それを近い業種で連携する連携型。さらに、保健・医療・福祉の地域BCPという方向性で、オールハザードのBCPを広げていこうといったモデル事業も進められていると聞いている。地域の関係機関も含めた形でBCPを備えていくということが欠かせなくなるので、今後、BCPの在り方、介護と医療の進め方の違いについて検討が必要。
- BCPについては、医療分野あるいは他分野、行政においても同時に取り組まれているので、住民を含めた地域全体で取り組む、全分野が連携した地域におけるBCPを策定する視点が今後求められてくるので、次回改定以降、検討が必要。特に、介護事業所は住民の避難場所にもなり得ると考える。

1. これまでの分科会における主なご意見



2. 論点及び対応案

3. 参考資料

論点1	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 .....	8
論点2	非常災害対策における地域住民との連携の推進 .....	19

# 論点① 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 論点①

- 業務継続計画については、令和3年度報酬改定において、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられている。
- 令和5年度改定検証調査（速報値）において、業務継続計画について「策定完了している」若しくは「策定中である」と回答した割合は、感染症で83.9%、自然災害で81.7%であった。
- 各事業所において、感染症や自然災害が発生した場合でも業務を継続していくための計画の策定、見直しを確実に進めていくという観点から、どのような方策が考えられるか。

## 対応案

- 感染症若しくは自然災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することとしてはどうか。
- その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和8年度末までの間に限り、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しないこととしてはどうか。  
また、訪問系サービス及び居宅介護支援事業所については、令和3年度報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられて間もないこと及び非常災害対策計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和8年度末までの期間については、減算の対象としないこととしてはどうか。  
さらに、居宅療養管理指導については、事業所のほとんどがみなし指定であることや、業務継続計画の策定状況に関する実態把握が不足していること等を踏まえ、令和5年度末までとされている義務化に係る経過措置期間を令和8年度末まで延長し、業務継続計画策定の実態把握や周知徹底などの取組を行うとともに、業務継続計画に関する取組の推進に向けて関係部局と連携を図ることとしてはどうか。
- 業務継続計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を継続的に把握し、支援に繋げるため、毎年調査を行い、都道府県等にも策定状況等を共有することとしてはどうか。  
(国土強靱化フォローアップ調査※の調査項目に業務継続計画の策定状況等を追加し、併せて、現在調査対象となっていないサービス種別（訪問等）についても、新たに調査対象に加える。)

※ 福祉4部局（社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、こども家庭庁成育局）連名で、社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況、非常用自家発電設備及び水害対策強化の整備状況に関するフォローアップ調査を実施している。



# 業務継続計画未策定事業所に対する減算の取扱い

## (1) 介護サービス

	区分
訪問介護	(2)
訪問入浴介護	(2)
訪問看護	(2)
訪問リハビリテーション	(2)
居宅療養管理指導 ※	(2)
通所介護	(1)
通所リハビリテーション	(1)
短期入所生活介護	(1)
短期入所療養介護	(1)
特定施設入居者生活介護	(1)
福祉用具貸与	(2)
特定福祉用具販売	(2)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(2)
夜間対応型訪問介護	(2)
地域密着型通所介護	(1)
認知症対応型通所介護	(1)
小規模多機能型居宅介護	(1)
認知症対応型共同生活介護	(1)
地域密着型特定施設入居者生活介護	(1)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1)
看護小規模多機能型居宅介護	(1)
居宅介護支援	(2)
介護老人福祉施設	(1)
介護老人保健施設	(1)
介護療養型医療施設	(1)
介護医療院	(1)

## (2) 介護予防サービス

	区分
介護予防訪問入浴介護	(2)
介護予防訪問看護	(2)
介護予防訪問リハビリテーション	(2)
介護予防居宅療養管理指導	(2)
介護予防通所リハビリテーション	(1)
介護予防短期入所生活介護	(1)
介護予防短期入所療養介護	(1)
介護予防特定施設入居者生活介護	(1)
介護予防福祉用具貸与	(2)
特定介護予防福祉用具販売	(2)
介護予防認知症対応型通所介護	(1)
介護予防小規模多機能型居宅介護	(1)
介護予防認知症対応型共同生活介護	(1)
介護予防支援	(2)

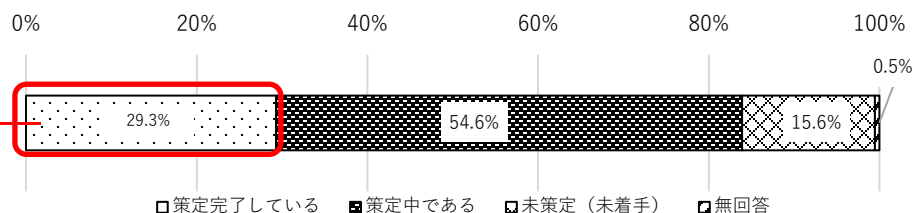
(1)	原則減算の対象 (ただし、令和8年度末までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害対策計画が策定されている場合は減算しない)
(2)	令和3年度報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられて間もないこと及び非常災害対策計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和8年度末まで減算の対象としない ※ 居宅療養管理指導については、減算の対象としない ことに加えて、令和5年度末までの義務付けに係る経過措置期間を令和8年度末までに延長する

# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

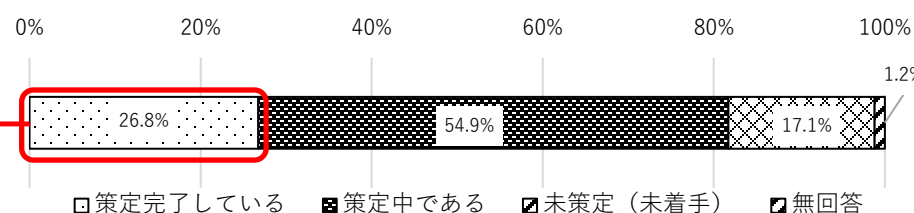
## 3. 結果概要

- 【事業所調査：BCPの策定状況（問13・問21）、BCPの策定期間（問14・問22）】
- 回答者のうち、感染症BCPは、「策定完了」が29.3%、「策定中」が54.6%、「未策定（未着手）」が15.6%であった。自然災害BCPは、「策定完了」が26.8%、「策定中」が54.9%、「未策定（未着手）」が17.1%であった。
  - BCP「策定完了」事業所のうち令和3年度以降に策定した事業所は、感染症BCPで91.3%、自然災害BCPで82.2%であった。
  - BCP「策定完了」事業所のうち2～3ヶ月程度以内でBCP策定した事業所は、感染症BCPで69.1%、自然災害BCPで65.5%であった。

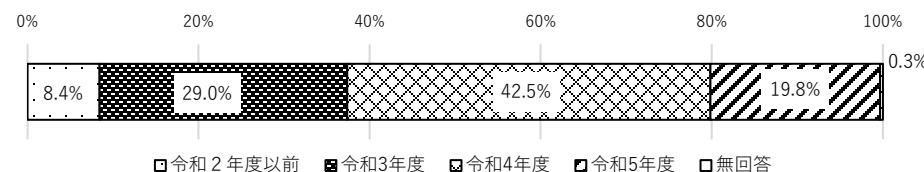
図表1 Q13 感染症BCP策定状況 (N=4,990)



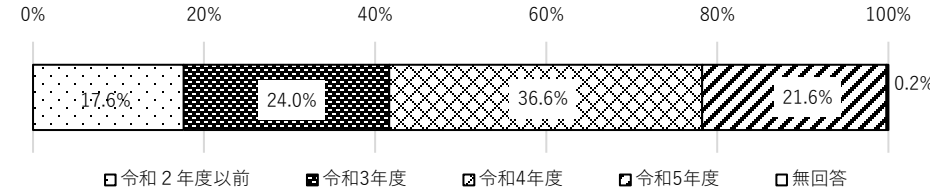
図表2 Q21 自然災害BCP策定状況 (N=4,990)



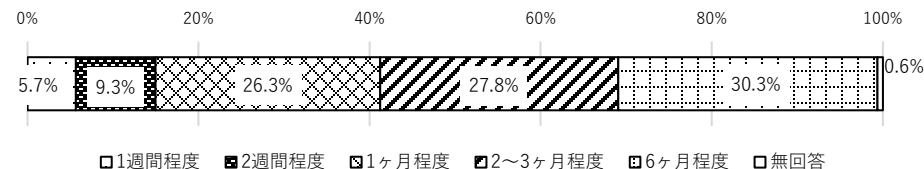
図表3 Q14\_1 感染症BCPの策定期間 (N=1,485)



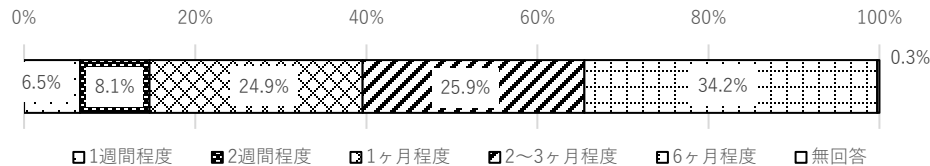
図表4 Q22\_1 自然災害BCPの策定期間 (N=1,350)



図表5 Q14\_2 感染症BCPの策定に要した期間 (N=1,481)



図表6 Q22\_2 自然災害BCPの策定に要した期間 (N=1,350)



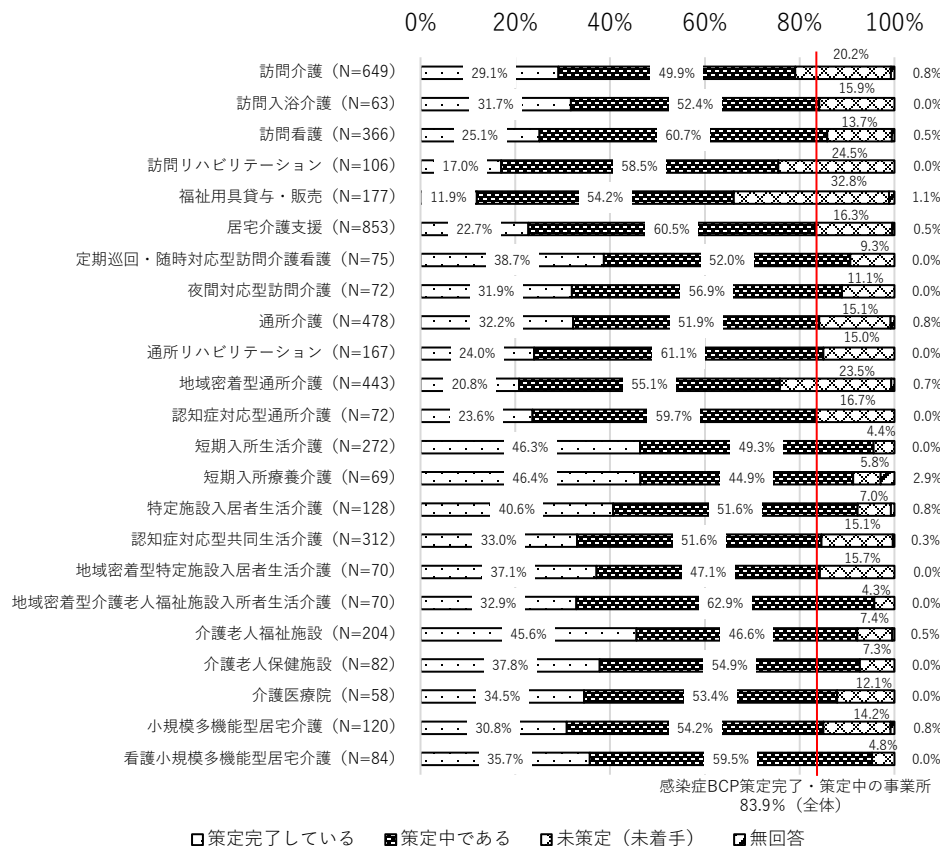
# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

## 3. 結果概要

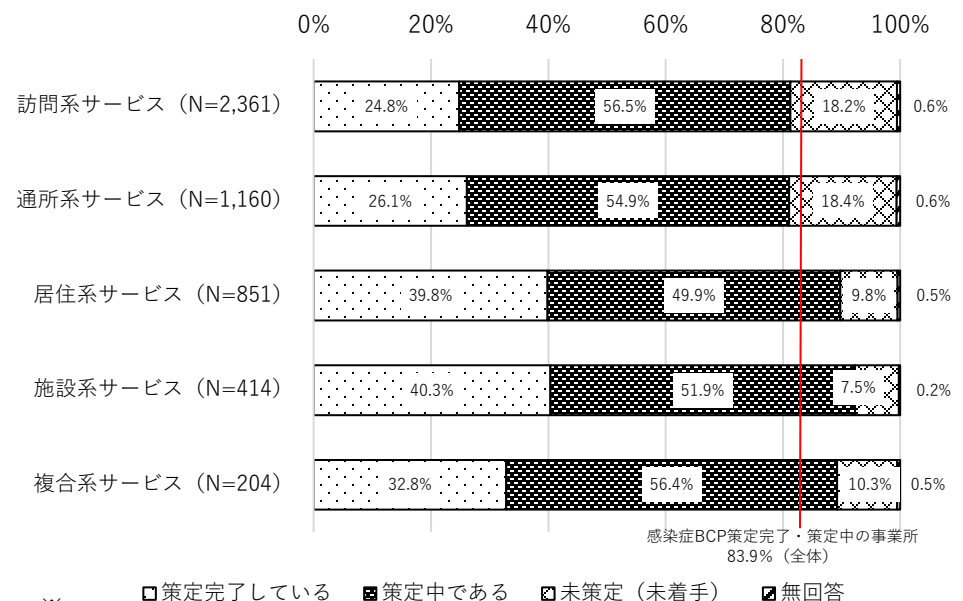
### 【事業所調査：BCPの策定状況（問13）】

- 感染症BCP策定完了、策定中が90%を超えているサービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護
- 感染症BCP未策定が20%を超えているサービス：訪問介護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、地域密着型通所介護

図表11 Q13 感染症BCP策定状況（サービス別）



図表12 Q13 感染症BCP策定状況（サービスカテゴリ別）



※

**訪問系サービス**：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

**通所系サービス**：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

**居住系サービス**：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

**施設系サービス**：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

**複合系サービス**：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

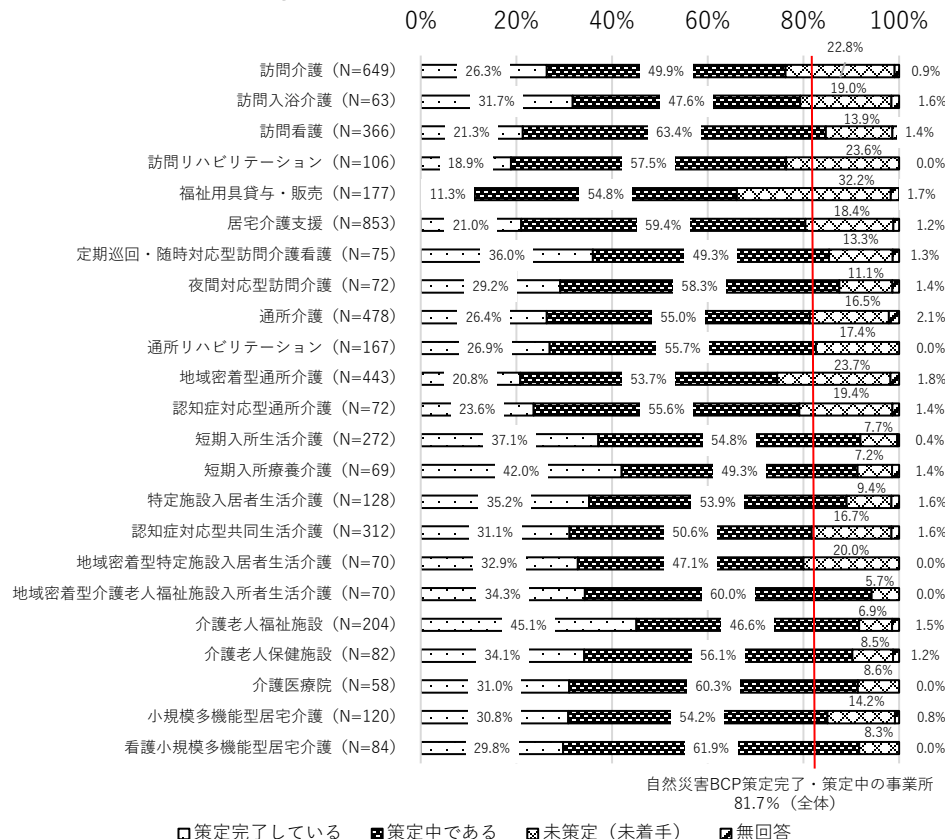
# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

## 3. 結果概要

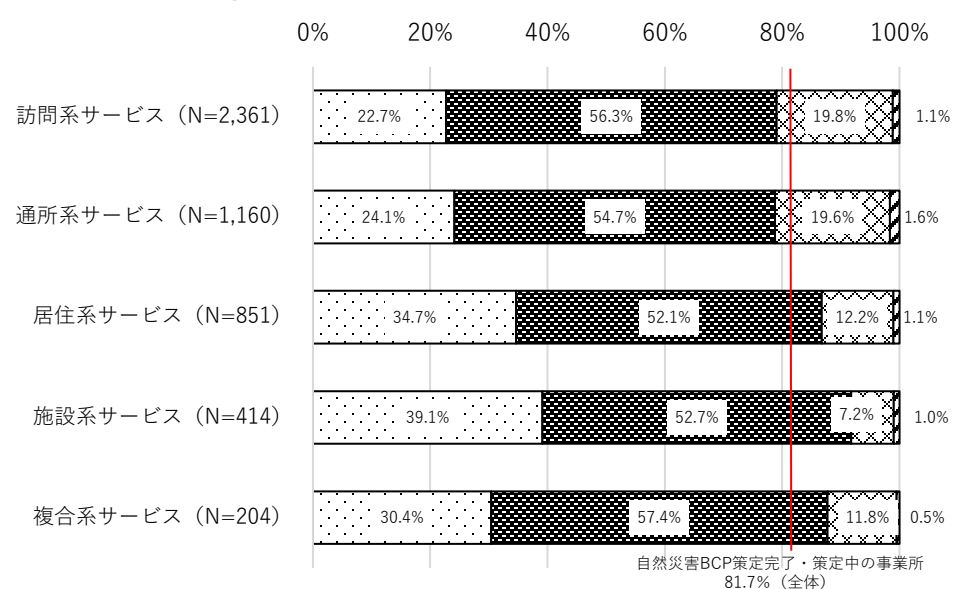
### 【事業所調査：BCPの策定状況（問21）】

- 自然災害BCP策定完了、策定中が90%を超えているサービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護
- 自然災害BCP未策定が20%を超えているサービス：訪問介護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売

図表13 Q21 自然災害BCP策定状況（サービス別）



図表14 Q21 自然災害BCP策定状況（サービスカテゴリー別）



※ □ 策定完了している ■ 策定中である ▨ 未策定（未着手） □ 無回答

**訪問系サービス**：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

**通所系サービス**：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

**居住系サービス**：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

**施設系サービス**：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

**複合系サービス**：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

## 3. 結果概要

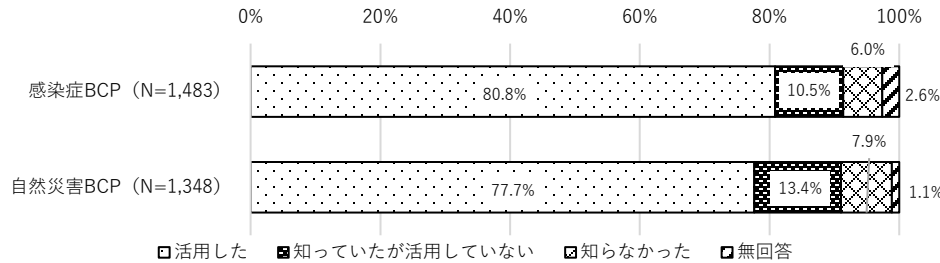
【事業所調査：業務継続ガイドライン・BCPひな形の活用状況（問18・問26）】

- ガイドラインは、「活用した」と回答した割合が感染症BCPでは80.8%、自然災害BCPでは77.7%で最も高かった。ひな形は、「活用した」と回答した割合が感染症BCPでは71.0%、自然災害BCPでは70.1%で最も高かった。

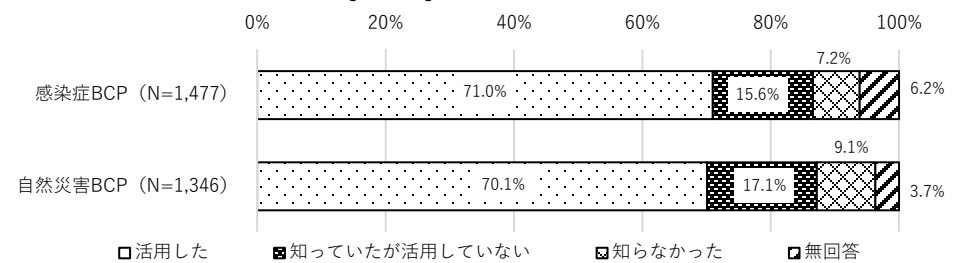
【BCP未策定（未着手）の事業所の課題（問20-3・問28-3）】

- BCP未策定（未着手）の事業所における策定時の課題は、「策定にかける時間を確保すること」と回答した割合が感染症BCPでは72.8%、自然災害BCPでは73.4%でいずれにおいても最も高かった。

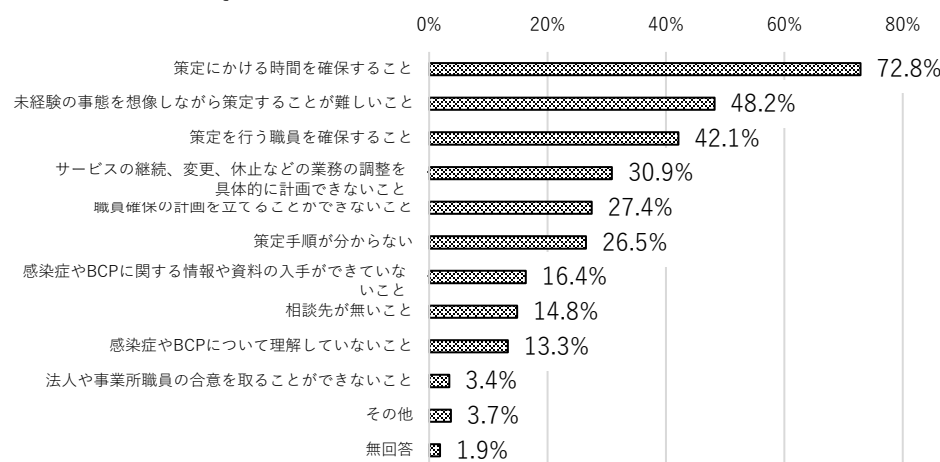
図表15 Q18・Q26 業務継続ガイドライン活用



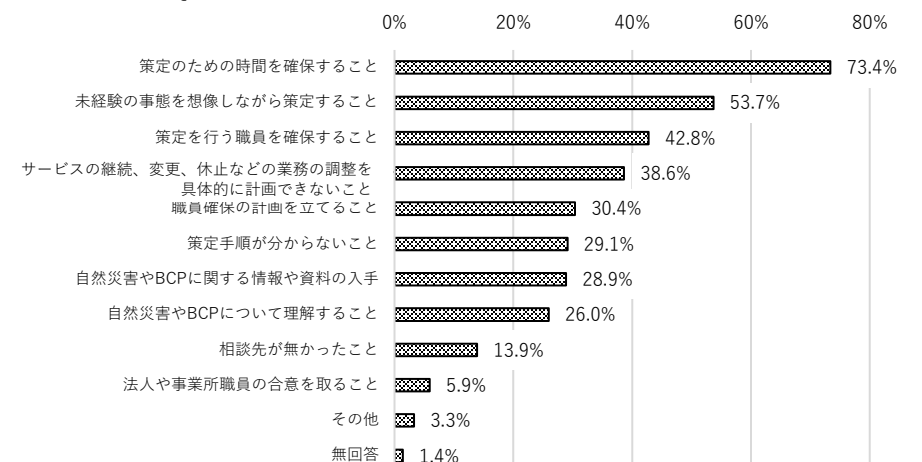
図表16 Q18・Q26 BCPのひな形活用



図表17 Q20\_3 感染症BCP策定時の課題 (N=3,516) 【複数回答】



図表18 Q28\_3 自然災害BCP策定時の課題 (N=3,616) 【複数回答】



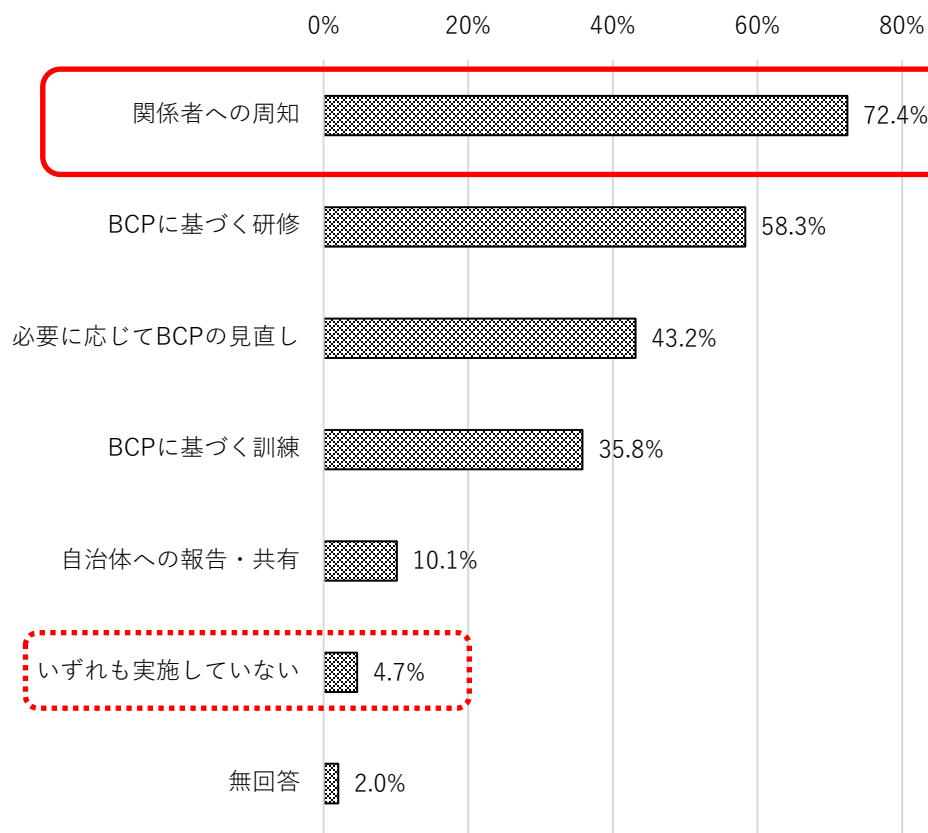
# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

## 3. 結果概要

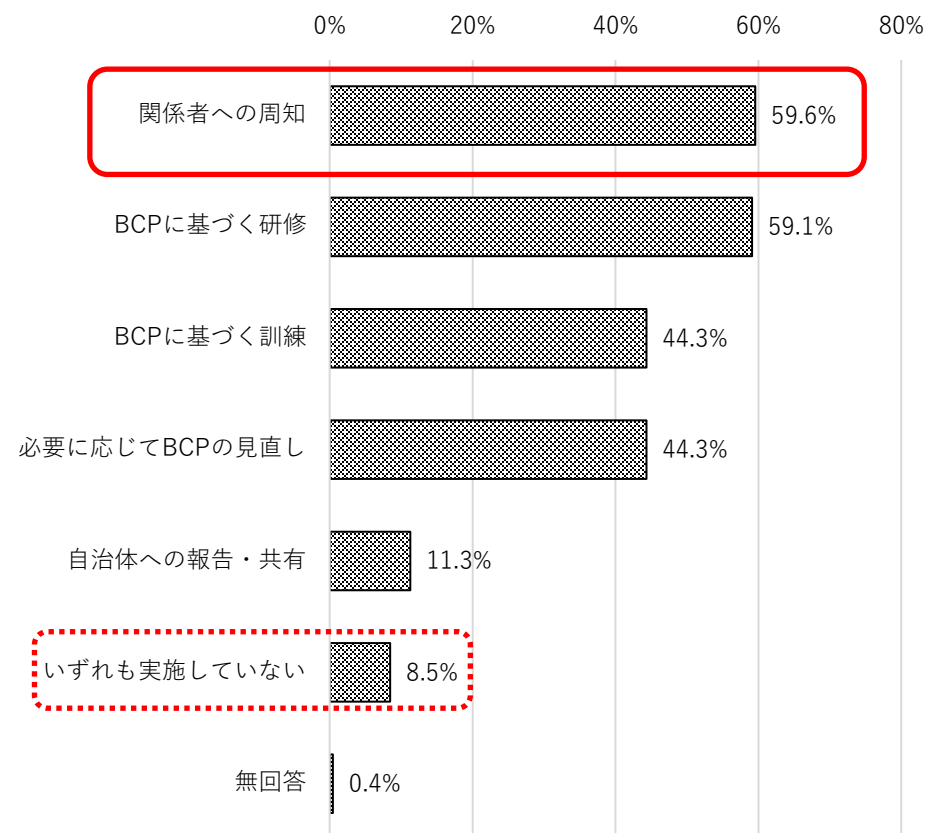
【事業所調査：BCP策定後の実施事項（問16-1・問24-1）】

- BCP策定後の実施事項は、「関係者への周知」と回答した割合が感染症BCPでは72.4%、自然災害BCPでは59.6%でいずれにおいても最も高かった。
- 「いずれも実施していない」事業所は感染症BCPで4.7%、自然災害BCPで8.5%であった。

図表21 Q16\_1 感染症BCP策定後の取組 (N=1,483) 【複数回答】



図表22 Q24\_1 自然災害BCP策定後の取組 (N=1,345) 【複数回答】



# 感染症指針・非常災害対策と業務継続計画の関係

## ○感染症指針と業務継続計画の関係

	策定状況	感染症発生前	感染症発生時	感染症発生後
感染症の予防及びまん延防止のための指針	82.8% ※R5改定検証	○ (体制(感染対策委員会の設置、職員研修)、平時の衛生管理・感染症発生時の対応の整理等)	○ (計画に基づく対応(感染症の発生状況の把握、感染拡大防止、関係機関との連携等))	×
業務継続計画	83.9% ※R5改定検証 (策定中を含む)	○ (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施(情報収集、連絡先リストの作成等)、備蓄品の確保、研修・訓練、初動対応の整理等)	○ (計画に基づく対応(第一報、感染疑い者への対応、消毒・清掃等の実施)、感染拡大防止体制の確立等)	○ (業務内容の調整(継続、変更、縮小、中止)、職員管理等)

## ○非常災害対策計画と業務継続計画の関係

	策定状況	災害発生前	災害発生時	災害発生後
非常災害対策計画	77.1% ※R2老健事業	○ (リスクの把握、研修・訓練、建物・設備の安全の確認、避難方法の整理、必要品の備蓄、初動対応の整理等)	○ (計画に基づく対応(職員参集、安否確認、避難等))	×
業務継続計画	81.7% ※R5改定検証 (策定中を含む)	○ (リスクの把握、優先業務の選定、研修・訓練、建物・設備の安全の確認、必要品の備蓄、初動対応の整理等)	○ (計画に基づく対応(職員参集、安否確認、避難等))	○ (重要業務の継続、職員管理、復旧対応等)

# 感染症指針及び非常災害対策計画の策定義務について

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備については、全ての介護サービス事業者には義務付けられている。一方で、非常災害に関する具体的計画の策定については、訪問系サービス事業者、居宅介護支援事業者には義務付けられていない

## (1) 介護サービス

	感染症指針	非常災害対策計画
訪問介護	○	
訪問入浴介護	○	
訪問看護	○	
訪問リハビリテーション	○	
居宅療養管理指導	○	
通所介護	○	○
通所リハビリテーション	○	○
短期入所生活介護	○	○
短期入所療養介護	○	○
特定施設入居者生活介護	○	○
福祉用具貸与	○	
特定福祉用具販売	○	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
夜間対応型訪問介護	○	
地域密着型通所介護	○	○
認知症対応型通所介護	○	○
小規模多機能型居宅介護	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	○	○
居宅介護支援	○	
介護老人福祉施設	○	○
介護老人保健施設	○	○
介護療養型医療施設	○	○
介護医療院	○	○

## (2) 介護予防サービス

	感染症指針	非常災害対策計画
介護予防訪問入浴介護	○	
介護予防訪問看護	○	
介護予防訪問リハビリテーション	○	
介護予防居宅療養管理指導	○	
介護予防通所リハビリテーション	○	○
介護予防短期入所生活介護	○	○
介護予防短期入所療養介護	○	○
介護予防特定施設入居者生活介護	○	○
介護予防福祉用具貸与	○	
特定介護予防福祉用具販売	○	
介護予防認知症対応型通所介護	○	○
介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○
介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○
介護予防支援	○	

※「○」は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備や、非常災害に関する具体的計画の策定が基準省令において、義務とされていることを表している。

※義務化の時期

○ 感染症指針

・ 入所系 平成18年度

・ 入所系以外 令和6年度（令和3年度から3年間は経過措置期間）

○ 非常災害対策計画（サービスにより異なる。以下は一部の例）

・ 介護老人福祉施設 昭和41年度

・ 介護老人保健施設 昭和63年度

・ 通所介護 平成12年度



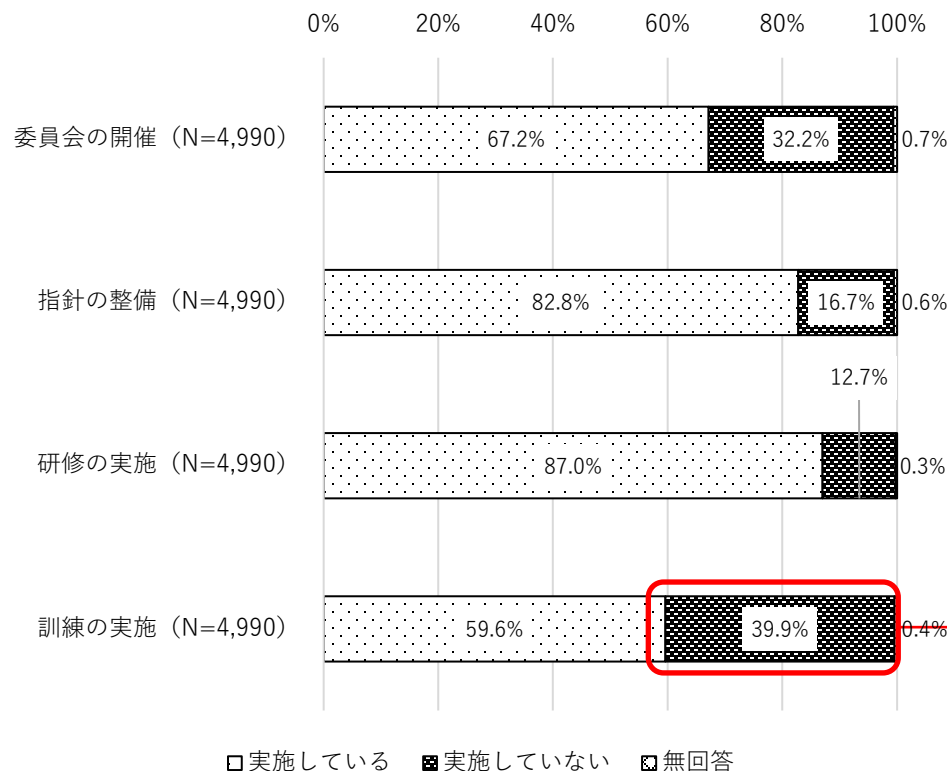
# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

## 3. 結果概要

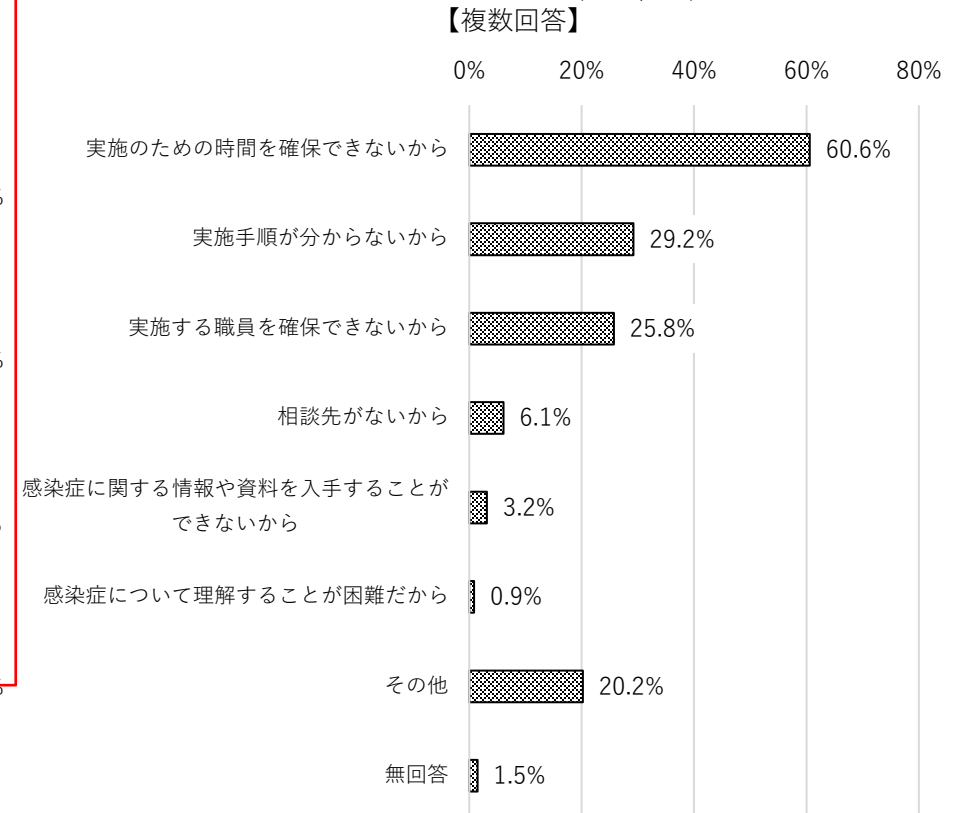
【事業所調査：感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための取組について（問11・問12）】

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための取組として、「委員会」は67.2%、「指針整備」は82.8%、「研修」は87.0%、「訓練」は59.6%の事業所で実施されていた。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない理由は「実施のための時間を確保できない」が60.6%で最も多かった。

図表35 Q11 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための取組の状況



図表36 Q12 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない理由 (N=2,000)



# 非常災害対策計画等の策定状況（令和2年度調査）

○ 令和2年度調査において、非常災害対策計画等の策定状況は「77.1%」であった。

## ■ 非常災害対策計画等、避難確保計画の策定状況

	回答数	消防に関する計画	非常災害対策計画等	避難確保計画	業務継続計画（BCP）
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	98.9%	84.6%	69.1%	40.2%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	99.4%	81.3%	66.5%	31.6%
03 介護老人保健施設	179	98.3%	83.8%	69.3%	35.2%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	100.0%	80.0%	60.0%	35.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	95.0%	90.0%	65.0%	35.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	100.0%	78.8%	57.6%	48.5%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	100.0%	82.0%	66.0%	30.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	98.3%	81.0%	69.0%	34.5%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	96.8%	80.7%	72.9%	44.5%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	94.8%	66.7%	62.6%	24.6%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	94.0%	68.0%	64.0%	36.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	93.9%	66.0%	63.4%	24.4%
13 認知症高齢者グループホーム	644	96.6%	78.9%	70.5%	37.0%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	96.0%	76.0%	68.4%	26.7%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	94.1%	79.4%	61.8%	29.4%
回答施設・事業所計	2690	96.7%	77.1%	67.6%	33.6%

令和2年度老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」

## 論点② 非常災害対策における地域住民との連携の推進

### 論点②

- 非常災害対策として、運営基準においては、訪問系サービスを除く全てのサービスで非常災害に関する具体的計画の策定等が義務付けられているほか、訓練に当たっての地域住民との連携の努力義務が設けられている。
- 令和5年度改定検証調査（速報値）において、防災訓練に地域住民の参加を求めておらず、地域住民の参加がない割合は48.7%であった。
- 非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加を推進するため、どのような方策が考えられるか。

### 対応案

- 令和5年度老人保健健康増進等事業（高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業）で把握する地域との連携に関する好事例の横展開により、住民を含めた地域全体での取組を促すこととし、更なる対応については、令和9年度報酬改定において検討することとしてはどうか。
- 訓練に当たっての地域住民との連携状況を継続的に把握し支援に繋げるために、毎年調査を行い、都道府県等にも実施状況等を共有することとしてはどうか。  
（国土強靱化フォローアップ調査※の調査項目に追加）  
※ 福祉4部局（社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、こども家庭庁成育局）連名で、社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況、非常用自家発電設備及び水害対策強化の整備状況に関するフォローアップ調査を実施している。

# 非常災害対策の基準省令における位置づけ

該当サービス	施設サービス	通所系・居住系サービス 【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護】	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	訪問系サービス 居宅介護支援等
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常災害に関する具体的計画の策定</li> <li>○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知</li> <li>○定期的な避難等訓練</li> </ul>			-
努力義務	○訓練の実施に当たって地域住民との連携			-
(参考) 基準省令の 規定の例	<p>第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>			-
(参考) 解釈通知の例	<p>29 非常災害対策</p> <p>(1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(3) 同条第2項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>			

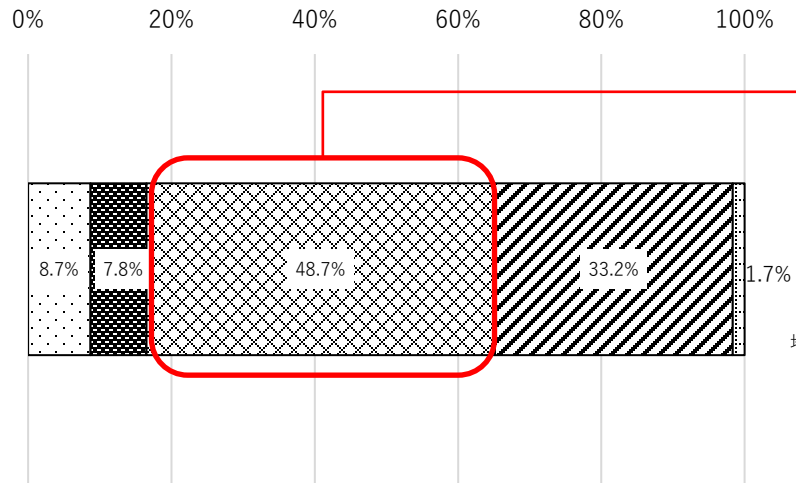
# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

## 3. 結果概要

### 【事業所調査：災害対応における地域との連携（問29・問30）】

- 災害対応訓練への地域住民の参加有無は、「参加も求めておらず、地域住民の参加はない」と回答した割合が48.7%で最も高かった。
- 住民の参加を得ることが困難な理由は、「感染症対策により大人数での訓練が困難」と回答した割合が51.2%で最も高かった。

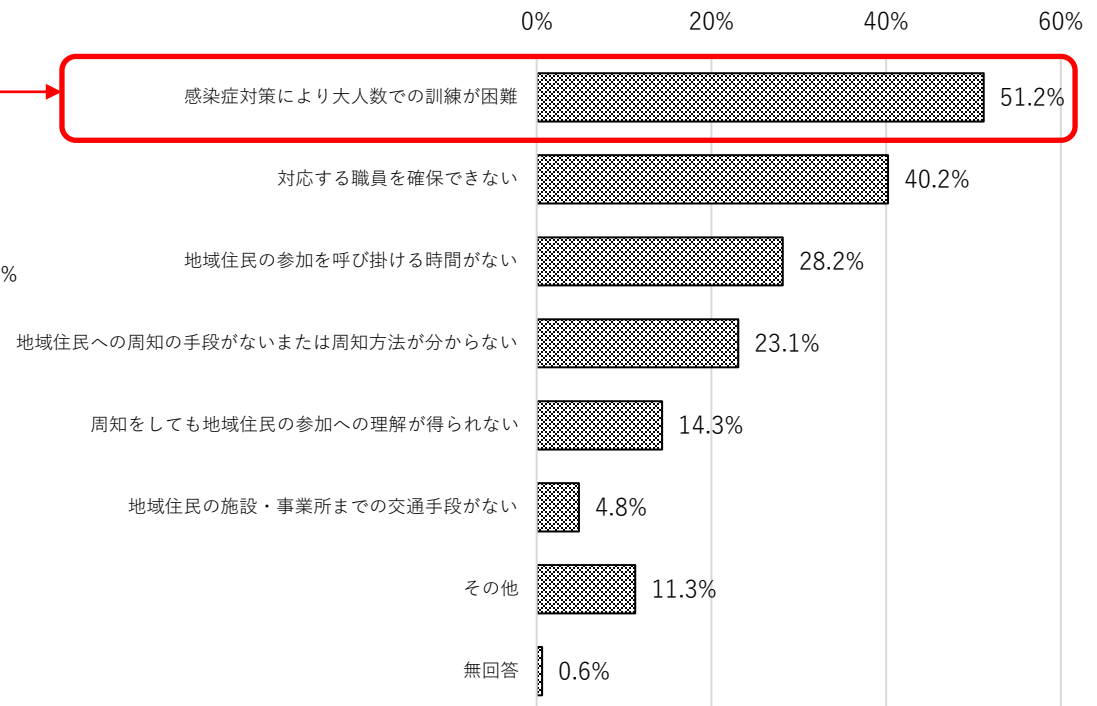
図表37 Q29 地域住民の訓練への参加有無 (N=4,990)



- 参加している
- 参加を求めているが、地域住民の参加はない
- ▨ 参加も求めておらず、地域住民の参加はない
- ▩ 訓練を実施していない
- 無回答

図表38 Q30 訓練時に地域住民の参加が得られない理由 (N=2,839)

【複数回答】



# (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

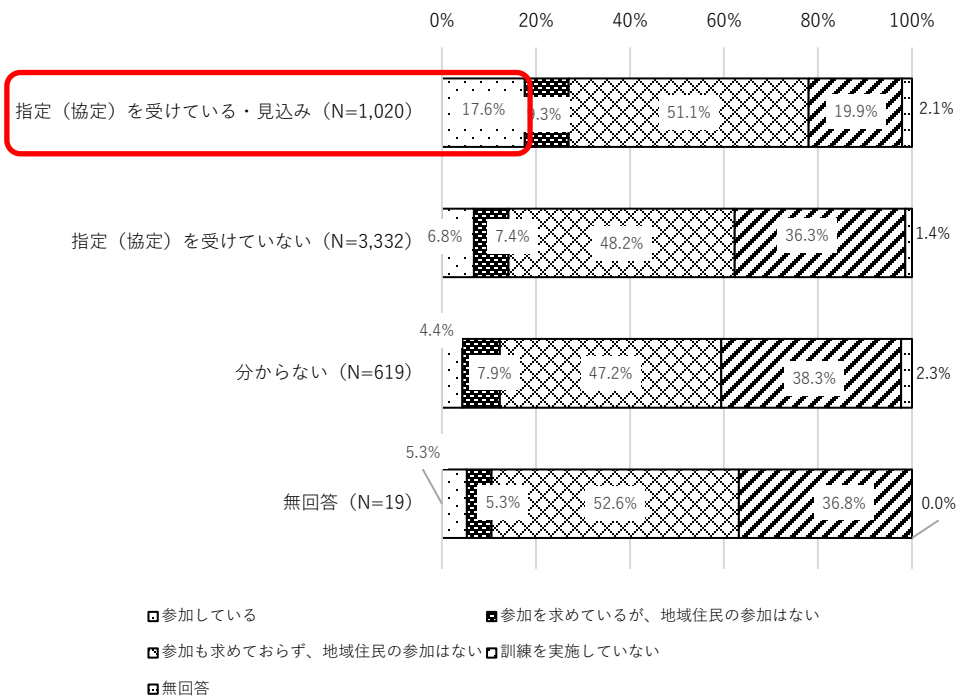
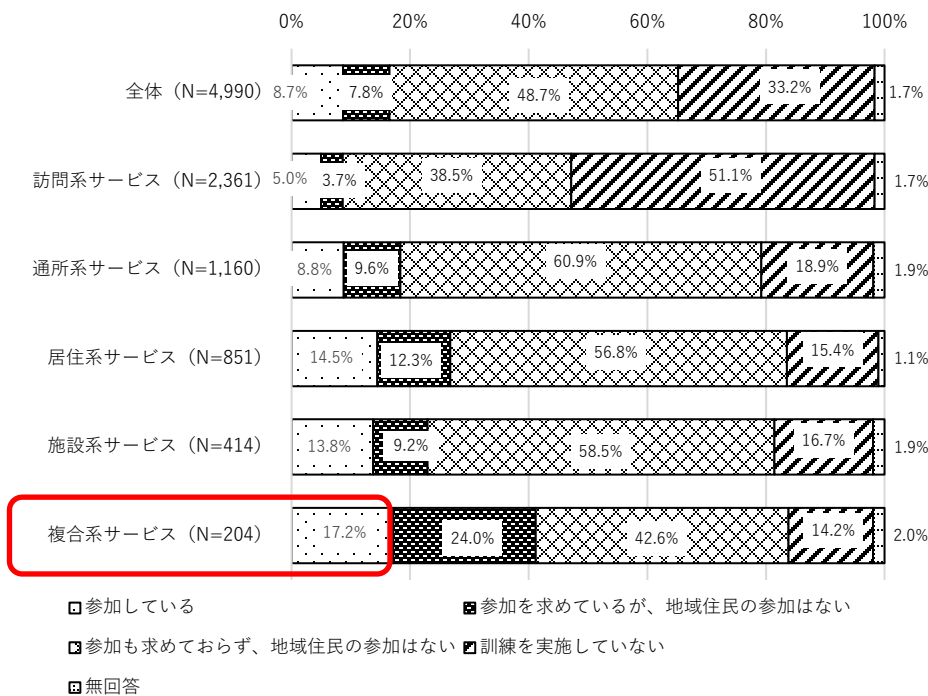
## 3. 結果概要

### 【事業所調査：災害対応における地域との連携（問29）】

- サービスカテゴリ別に見ると、住民が訓練に「参加している」と回答した事業所の割合が最も高いのは複合系サービス（17.2%）であった。
- 福祉避難所の指定有無別に見ると、住民が訓練に「参加している」と回答した事業所の割合が最も高いのは指定（協定）を受けている・見込み（17.6%）であった。

図表39 Q29 地域住民の訓練への参加有無（サービスカテゴリ別）

図表40 Q29 地域住民の訓練への参加有無（福祉避難所の指定有無別）



※  
**訪問系サービス**：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護  
**通所系サービス**：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護  
**居住系サービス**：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護  
**施設系サービス**：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院  
**複合系サービス**：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

# 「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」について（令和5年度老人保健健康増進等事業）

- 高齢者施設等の災害対応力向上を目的として、高齢者施設等における地域とのネットワーク構築に向けた第一歩を踏み出すためのきっかけづくりと災害時に機能するネットワーク構築に向けた検討、実効性のある訓練を実施するために参考となる先進的な取組の把握や分析、普及啓発を行う。

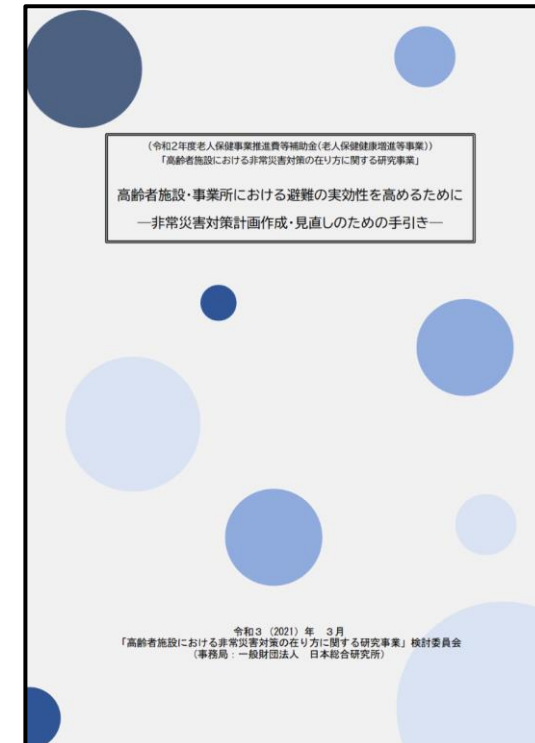
## ■事業内容

- ① 高齢者施設等における地域とのネットワーク構築の好事例の収集と分析
- ② 高齢者施設等が定めている非常災害対策計画等に基づき実施された防災訓練の好事例の収集と分析
- ③ モデル地区における地域ネットワーク構築支援に向けた取組の検討
- ④ 「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」の改定

## ■調査対象

事業所 6,862施設  
地域包括支援センター 522箇所

非常災害対策計画作成・見直しのための手引き  
(令和2年度老人保健健康増進等事業  
「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」)



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案



3. 参考資料

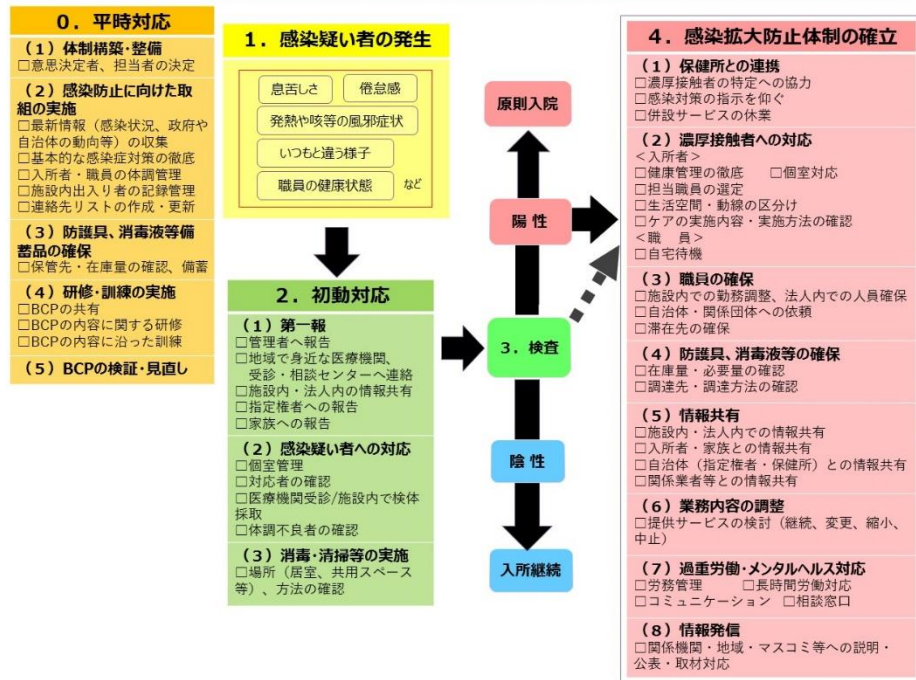


- 社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。
- また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められる。
- こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられている(令和3年4月から3年の経過措置期間(令和6年3月31日まで))。

## 《新型コロナウイルス感染症BCPの全体像》

## 《自然災害BCPの全体像》

### 新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応フローチャート(入所系)



### 自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート



令和5年度当初予算額 50百万円 ( 50百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。
- 令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。
- 多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けているとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの研修（集団及び実地）の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。また、事業所・施設内での研修の実施に活用できる、eラーニング（「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の配信）を実施する。

## 2 事業の概要・実施主体等

### 所要額

- 介護従事者向けの研修、eラーニング等の実施

要介護認定調査委託費：50,000千円（50,000千円）（+ 0千円）

### 事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



## 3 スキーム

### 【事業者・従事者への支援】



### 【事業所への支援】



### 成果目標

本事業を通じ、介護事業所及び介護従事者の感染対策力等の向上を図り、安定した事業基盤の整備に繋がり事業継続が可能となる。

## 4 過去の事業実績

- 事業者・従事者への支援
  - ・令和3年度 410事業所
  - ・令和4年度 179事業所
- 事業所への支援（オンライン研修）
  - ・令和3年度 12,556事業所
  - ・令和4年度 24,081事業所

## 基本指針の構成について

※ 第107回社会保障審議会介護保険部会(令和5年7月10日)資料1-1における感染症に関する事項を抜粋し、一部加工。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方針案
十四 災害・感染症対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症法等の規定も踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携することが重要である旨追記。</li> <li>● 業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。</li> </ul>

市町村	都道府県	見直しの方針案
9 市町村独自事業に関する事項		
(一) 保健福祉事業に関する事項		
(二) 市町村特別給付に関する事項		
(三) 一般会計に関する事項		
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	■ 項目削除。【市・県】
11 災害に対する備えの検討	9 災害に対する備えの検討	○ 業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市・県】
12 感染症に対する備えの検討	10 感染症に対する備えの検討	○ 業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市・県】

# 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握 ICTの活用状況に関する調査研究事業（改定検証）

実査期間：令和5年7月24日～8月10日

## （1）調査目的

本調査は、介護サービス事業者等に対し、感染症対策や災害対策の強化、及び感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組状況について、また、各種会議等におけるICT活用状況についての実態把握を目的に行う。その上で、令和3年度改定の効果検証を行うとともに、感染症や災害への更なる対応力強化や各種会議等におけるICTの更なる活用に向けた検討に資する基礎資料の作成を目的とした調査を行う。

## （2）調査客体

- 事業所向けアンケート調査 全介護保険サービス施設・事業所より抽出した10,000施設・事業所
- 事業所向けヒアリング調査 20施設・事業所以上
- 都道府県・市町村向けアンケート調査 全都道府県・市町村 悉皆

## （3）主な調査項目

- 事業所向けアンケート調査
  - ・感染症及び災害対策（感染症及び災害対策への取組状況や課題）
  - ・災害・感染症発生時の業務継続計画（BCP）に係る取組（業務継続計画（BCP）の策定状況や課題）
  - ・会議や業務の場面におけるICTの活用（ICTの導入・活用の状況）
- 事業所向けヒアリング調査
  - ・感染症対策や災害対策の取組及び業務継続計画（BCP）を策定したことによる研修や訓練、職員の意識や非常時具体的な対応等への影響等についてより詳細な分析を実施
- 都道府県・市町村向けアンケート調査
  - ・感染症及び災害対策強化（業務継続計画（BCP）の策定（事業所向けの支援の状況・自治体が主催する訓練の状況等）
  - ・会議や業務の場面におけるICTの活用（事業所向けの支援の状況・効果、自治体のICT導入の状況）